

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 土工						
第3節 河川土工・砂防土工	1-3-3-2	1	掘削工			1-1
		2	掘削工(面管理の場合)			1-1
	1-3-3-2	3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			1-2
	1-3-3-3	1	盛土工			1-3
		2	盛土工(面管理の場合)			1-3
	1-3-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-4
				多数アンカー式補強土工法		1-4
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-4
	1-3-3-5		法面整形工	盛土部		1-4
	1-3-3-6		堤防天端工			1-4
第4節 道路土工	1-3-4-2	1	掘削工			1-5
		2	掘削工(面管理の場合)			1-5
	1-3-4-3	1	路体盛土工			1-6
		2	路体盛土工(面管理の場合)			1-6
	1-3-4-4	1	路床盛土工			1-6
		2	路床盛土工(面管理の場合)			1-6
	1-3-4-5		法面整形工	盛土部		1-7
第4章 無筋、鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	1-4-6-4		組立て			1-7
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	1-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1-8
				軽量鋼矢板		1-8
				コンクリート矢板		1-8
				広幅鋼矢板		1-8
				可とう鋼矢板		1-8
	1-2-3-5		縁石工	縁石・アスカフ		1-8
	1-2-3-6		小型標識工			1-8
	1-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-8
				転落(横断)防止柵		1-8
				車止めポスト		1-8
	1-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1-9
		2	路側防護柵工	ガードケープル		1-9
	1-2-3-9		区画線工			1-9
	1-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1-9
				距離標		1-9
	1-2-3-11		コンクリート面塗装工			1-10
	1-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-10
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		1-10
	1-2-3-13		ポストテンション桁製作工			1-11
	1-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)			1-11
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			1-11
	1-2-3-15		PCホロースラブ製作工			1-12

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-3-16	1	PC箱桁製作工			1-12
		2	PC押出し箱桁製作工			1-13
	1-2-3-17		根固めブロック工			1-13
	1-2-3-18		沈床工			1-14
	1-2-3-19		捨石工			1-14
	1-2-3-22		階段工			1-14
	1-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		1-15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1-15
	1-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張、巨石積		1-15
		2	多自然型護岸工	かごマット		1-15
	1-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1-16
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1-16
	1-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-16
				プレキャストパイプ工		1-16
	1-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1-17
				L型側溝工		1-17
				自由勾配側溝		1-17
				管渠		1-17
		2	側溝工	場所打水路工		1-17
		3	側溝工	暗渠工		1-17
	1-2-3-30		集水枿工			1-18
	1-2-3-31		現場塗装工			1-19
第4節 基礎工	1-2-4-1		一般事項	切込砂利		1-19
				砕石基礎工		1-19
				割ぐり石基礎工		1-19
				均しコンクリート		1-19
	1-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		1-19
		2	基礎工(護岸)	プレキャスト		1-20
	1-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-20
				鋼管杭		1-20
				H鋼杭		1-20
		2	既製杭工	鋼管製ソイルセメント杭		1-20
	1-2-4-5		場所打杭工			1-20
第5節 石・ブロック積(張)工	1-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-22
				コンクリートブロック張		1-22
		2		連節ブロック張		1-22
		3		天端保護ブロック		1-23
	1-2-5-4		緑化ブロック工			1-23
	1-2-5-5		石積(張)工			1-23
第6節 一般舗装工	1-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		1-24
	1-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-25
		1	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-25
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-26

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-26
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-27
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-28
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-28
		5	アスファルト舗装工	基層工		1-29
		5	アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		1-29
		6	アスファルト舗装工	表層工		1-30
		6	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		1-30
	1-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-31
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-31
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-32
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-32
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-33
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-33
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-34
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-34
		5	半たわみ性舗装工	基層工		1-35
		5	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		1-35
		6	半たわみ性舗装工	表層工		1-36
		6	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-36
	1-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-37
		1	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-37
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-38
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-38
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-39
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1-39
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-40
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-40
		5	排水性舗装工	基層工		1-41
		5	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		1-41
		6	排水性舗装工	表層工		1-42
		6	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-42

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-43
		1	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		1-43
		2	透水性舗装工	表層工		1-44
		2	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1-44
	1-2-6-11	1	グーアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-45
		1	グーアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		1-45
		2	グーアスファルト舗装工	基層工		1-46
		2	グーアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		1-46
		3	グーアスファルト舗装工	表層工		1-47
		3	グーアスファルト舗装工	表層工(面管理場合)		1-47
	1-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-48
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1-49
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1-50
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		1-51
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		1-52
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		1-53
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-54
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層(面管理の場合)		1-55
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-56
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工(面管理の場合)		1-57
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		1-58
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)(面管理の場合)		1-59
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		1-60
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1-61
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		1-62
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		1-63
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-64
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		1-65
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-66
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		1-67

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-68
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-68
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-69
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-69
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1-69
	1-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-70
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-70
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-71
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-71
		5	ブロック舗装工	基層工		1-71
	1-2-6-15	1	路面切削工			1-72
		2	路面切削工	面管理の場合		1-72
	1-2-6-16		舗装打換え工			1-73
	1-2-6-17	1	オーバーレイ工			1-74
第7節 地盤改良工	1-2-7-2		路床安定処理工			1-75
	1-2-7-3		置換工			1-75
	1-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		1-76
	1-2-7-5		パイルネット工			1-76
	1-2-7-6		サンドマット工			1-77
	1-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-77
				ペーパードレーン工		1-77
				袋詰式サンドドレーン工		1-77
	1-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		1-77
	1-2-7-9		固結工	粉体噴射攪拌工		1-78
				高圧噴射攪拌工		1-78
				スラリー攪拌工		1-78
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合		
				生石灰パイル工		1-78
第10節 仮設工	1-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-79
				鋼矢板		1-79
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-79
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-80
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-80
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-81
	1-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1-81
	1-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			1-81
	1-2-10-22		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-88

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	1-2-11-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第12節 工場製作工(共通)	1-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		1-82
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		1-84
		3	一般事項	仮設材製作工		1-84
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-85
	1-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		1-86
				シミュレーション仮立組検査を実施する場合		1-87
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-88
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		1-89
	1-2-12-4		検査路製作工			1-91
	1-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-91
	1-2-12-6		落橋防止装置製作工			1-91
	1-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-91
	1-2-12-8		アンカーフレーム製作工			1-92
	1-2-12-9		プレヒーム用桁製作工			1-92
	1-2-12-10		鋼製排水管製作工			1-93
	1-2-12-11		工場塗装工			1-93
第13節 橋梁架設工	1-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		1-94
				ケーブルクレーン架設		1-94
				ケーブルエクシジョン架設		1-94
				架設桁架設		1-94
				送出し架設		1-94
				トラベラークレーン架設		1-94
	1-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		1-95
				架設桁架設		1-95
			架設工支保工	固定		1-95
				移動		1-95
			架設桁架設	片持架設		1-95
				押出し架設		1-95
第14節 法面工(共通)	1-2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-96
				張芝工		1-96
				筋芝工		1-96
				市松芝工		1-96
				植生シート工		1-96
				植生マット工		1-96
				植生筋工		1-96
				人工張芝工		1-96
				植生穴工		1-96
		2	植生工	植生基材吹付工		1-97
				客土吹付工		1-97
	1-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		1-98
				モルタル		1-98
	1-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-99
				現場吹付法枠工		1-99
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		1-99
	1-2-14-6		アンカー工			1-100

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工(共通)	1-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-101
	1-2-15-2		プレキャスト擁壁工			1-101
	1-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-102
				多数アンカー式補強土工法		1-102
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-102
	1-2-15-4		井桁ブロック工			1-102
第16節 浚渫工(共通)	1-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-103
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		1-103
		3	浚渫船運転工	グラブ浚渫船・バックホウ 浚渫船(面管理の場合)		1-104
第18節 床版工	1-2-18-2		床版工			1-105

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	3-1-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 地盤改良工	3-1-4-2		表層安定処理工		1-2-7-4表層安定処理工	1-76
	3-1-4-3		パイルネット工		1-2-7-5パイルネット工	1-76
	3-1-4-4		パーチカルトレーン工		1-2-7-7パーチカルトレーン工	1-77
	3-1-4-5		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1-77
	3-1-4-6		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
第5節 護岸基礎工	3-1-5-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	3-1-5-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第6節 矢板護岸工	3-1-6-3		笠コンクリート工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	3-1-6-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第7節 法覆護岸工	3-1-7-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-1-7-4		護岸付属物工			3-1
	3-1-7-5		緑化ブロック工		1-2-5-4緑化ブロック工	1-23
	3-1-7-6		環境護岸ブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-1-7-7		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-1-7-8		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	3-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
	3-1-7-10		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	3-1-7-11		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	3-1-7-12		覆土工		1-3-3-5法面整形工	1-4
	3-1-7-13		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第8節 擁壁護岸工	3-1-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-1-8-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第9節 根固め工	3-1-9-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-1-9-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-1-9-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-1-9-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第10節 水制工	3-1-10-3		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-1-10-4		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-1-10-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
	3-1-10-8		杭出し水制工			3-1
第11節 付帯道路工	3-1-11-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	3-1-11-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	3-1-11-6		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-1-11-7		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	3-1-11-8		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-70
	3-1-11-9		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	3-1-11-10		集水柵工		1-2-3-30集水柵工	1-18
	3-1-11-11		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
	3-1-11-12		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	3-1-12-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	3-1-12-4		標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
第13節 光ケーブル配管工	3-1-13-3		配管工			3-1
	3-1-13-4		ハントホール工			3-2
第2章 浚渫(河川)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	3-2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	3-2-3-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	3-2-4-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1-103
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	3-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 地盤改良工	3-3-4-2		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
第5節 樋門・樋管本体工	3-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-3-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-3-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-3-5-6	1	函渠工	本体工		3-2
		2	函渠工	ヒューム管		3-2
				PC管		3-2
				コルゲートパイプ		3-2
				ダクタイル鋳鉄管		3-2
				PC函渠	1-2-3-28プレキャストカルハート工	1-16
	3-3-5-7		翼壁工			3-3
	3-3-5-8		水叩工			3-3
第6節 護床工	3-3-6-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-3-6-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-3-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-3-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第7節 水路工	3-3-7-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	3-3-7-4		集水櫛工		1-2-3-30集水櫛工	1-18
	3-3-7-5		暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	3-3-7-6		樋門接続暗渠工		1-2-3-28プレキャストカルハート工	1-16
第8節 付属物設置工	3-3-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-3-8-7		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第4章 水門						
第3節 工場製作工	3-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-86
	3-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-91
	3-4-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
	3-4-3-6		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-91
	3-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-91
	3-4-3-9		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1-84
	3-4-3-10		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	3-4-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 水門本体工	3-4-6-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-21
	3-4-6-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-21
	3-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-4-6-7		床版工			3-3
	3-4-6-8		堰柱工			3-3
第6節 水門本体工	3-4-6-9		門柱工			3-3
	3-4-6-10		ゲート操作台工			3-3
	3-4-6-11		胸壁工			3-3
	3-4-6-12		翼壁工		3-3-5-7翼壁工	3-3
	3-4-6-13		水叩工		3-3-5-8水叩工	3-3
第7節 護床工	3-4-7-3		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-4-7-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	3-4-7-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	3-4-7-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第8節 付属物設置工	3-4-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-4-8-8		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第9節 鋼管理橋上部工	3-4-9-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-6		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-4-9-10		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
第10節 橋梁現場塗装工	3-4-10-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第11節 床版工	3-4-11-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-105
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-4-12-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-4-12-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-4-12-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-4-12-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-4-12-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	3-4-14-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	3-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	3-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	3-4-14-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-4-14-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
	3-4-14-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
	3-4-14-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-105
	3-4-14-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	3-4-15-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-4-15-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
	3-4-15-5		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-4-16-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-4-16-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-4-16-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-4-16-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-4-16-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第18節 舗装工	3-4-18-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	3-4-18-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1-32
	3-4-18-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1-37
第18節 舗装工	3-4-18-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1-43
	3-4-18-9		グースアスファルト舗装工		1-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-45
	3-4-18-10		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-4-18-11		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	3-4-18-12		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-70
第5章 堰						
第3節 工場製作工	3-5-3-3		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1-85
	3-5-3-4		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-86
	3-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-91
	3-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-91
	3-5-3-7		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
	3-5-3-8		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-91
	3-5-3-9		プレビーム用桁製作工		1-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-91
	3-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-91
	3-5-3-12		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-92
	3-5-3-13		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1-84
	3-5-3-14		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	3-5-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第6節 可動堰本体工	3-5-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-5-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-5-6-5		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	3-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	3-5-6-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-5-6-8		床版工		3-4-6-7床版工	3-3
	3-5-6-9		堰柱工		3-4-6-8堰柱工	3-3
	3-5-6-10		門柱工		3-4-6-9門柱工	3-3
	3-5-6-11		ゲート操作台工		3-4-6-10ゲート操作台工	3-3
	3-5-6-12		水叩工		3-3-5-8水叩工	3-3
	3-5-6-13		閘門工			3-3
	3-5-6-14		土砂吐工			3-3
	3-5-6-15		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本体工	3-5-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-5-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-5-7-5		オーブンケーソン基礎工		1-2-4-7オーブンケーソン基礎工	1-21
	3-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	3-5-7-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-5-7-8		堰本体工			3-3
	3-5-7-9		水叩工			3-3
	3-5-7-10		土砂吐工			3-3
	3-5-7-11		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
第8節 魚道工	3-5-8-3		魚道本体工			3-4
第9節 管理橋下部工	3-5-9-2		管理橋橋台工			3-4
第10節 鋼管理橋上部工	3-5-10-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-94
	3-5-10-10		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
第11節 橋梁現場塗装工	3-5-11-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第12節 床版工	3-5-12-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-105
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	3-5-15-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	3-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	3-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	3-5-15-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-15-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-95
	3-5-15-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-95
	3-5-15-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-105
	3-5-15-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	3-5-16-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-16-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
	3-5-16-5		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	3-5-17-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	3-5-17-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	3-5-17-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-5-18-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	3-5-18-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	3-5-18-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	3-5-18-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	3-5-18-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第20節 付属物設置工	3-5-20-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-5-20-7		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	3-6-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 機場本体工	3-6-4-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-4-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-4-6		本体工			3-5
	3-6-4-7		燃料貯油槽工			3-5
第5節 沈砂池工	3-6-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-5-6		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-6-5-7		コンクリート床版工			3-5
	3-6-5-8		ブロック床版工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-6-5-9		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
第6節 吐出水槽工	3-6-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-6-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	3-6-6-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-6-6-6		本体工		3-6-4-6本体工	3-5
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	3-7-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 床止め工	3-7-4-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	3-7-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
	3-7-4-6		本体工	床固め本体工		3-6
				植石張	1-2-5-5石積(張)工	1-23
				根固めブロック	1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	3-7-4-7		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-7-4-8		水叩工	水叩工		3-6
				巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
				根固めブロック	1-2-3-17根固めブロック工	1-13
第5節 床固め工	3-7-5-4		本堤工		3-7-4-6本体工	3-6
	3-7-5-5		垂直壁工		3-7-4-6本体工	3-6
	3-7-5-6		側壁工			3-6
	3-7-5-7		水叩工		3-7-4-8水叩工	3-6
第6節 山留擁壁工	3-7-6-3		コンクリート擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	3-7-6-4		ブロック積擁壁工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	3-7-6-5		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-7-6-6		山留擁壁基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	3-8-7-3		不陸整正工		1-3-3-6堤防天端工	1-4
	3-8-7-4		コンクリート舗装補修工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	3-8-7-5		アスファルト舗装補修工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
第8節 付属物復旧工	3-8-8-2		付属物復旧工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
第9節 付属物設置工	3-8-9-3		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-8-9-5		付属物設置工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
第10節 光ケーブル配管工	3-8-10-3		配管工		3-1-13-3配管工	3-1
	3-8-10-4		ハントホール工		3-1-13-4ハントホール工	3-2
第12節 植栽維持工	3-8-12-3		樹木・芝生管理工		1-2-14-2植生工	1-96

【第3編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	3-9-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 腹付工	3-9-4-2		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1-7
	3-9-4-3		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
第5節 側帯工	3-9-5-2		縁切工	じゃかご工	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
				コンクリートブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
				石張工	1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-9-5-3		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
第6節 堤脚保護工	3-9-6-3		石積工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	3-9-6-4		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第7節 管理用通路工	3-9-7-2		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	3-9-7-4		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-72
	3-9-7-5		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-73
	3-9-7-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-73
	3-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	1-2-3-29側溝工	1-17
				集水柵工	1-2-3-30集水柵工	1-18
	3-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	1-2-3-5縁石工	1-8
第8節 現場塗装工	3-9-8-3		付属物塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
	3-9-8-4		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	4-1-3-3		鋼製堰堤製作工		1-2-12-3桁製作工	1-89
	4-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			4-1
	4-1-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-93
第5節 軽量盛土工	4-1-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第6節 法面工	4-1-6-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	4-1-6-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	4-1-6-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	4-1-6-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	4-1-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第8節 コンクリート堰堤工	4-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			4-1
	4-1-8-5		コンクリート副堰堤工		4-1-8-4コンクリート堰堤本体工	4-1
	4-1-8-6		コンクリート側壁工			4-1
	4-1-8-8		水叩工			4-2
第9節 鋼製堰堤工	4-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		4-2
				透過型		4-3
	4-1-9-6		鋼製側壁工			4-5
	4-1-9-7		コンクリート側壁工		4-1-8-6コンクリート側壁工	4-1
	4-1-9-9		水叩工		4-1-8-8水叩工	4-2
	4-1-9-10		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第10節 護床工・根固め工	4-1-10-4		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	4-1-10-6		沈床工		1-2-3-18沈床工	1-14
	4-1-10-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	4-1-11-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第12節 付帯道路工	4-1-12-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	4-1-12-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-25
	4-1-12-6		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-48
	4-1-12-7		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
	4-1-12-8		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	4-1-12-9		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1-18
	4-1-12-10		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
	4-1-12-11		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第13節 付帯道路施設工	4-1-13-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	4-1-13-4		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	4-2-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 流路護岸工	4-2-4-4		基礎工(護岸)		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	4-2-4-5		コンクリート擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-2-4-6		ブロック積擁壁工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	4-2-4-7		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	4-2-4-8		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3-1
	4-2-4-9		植生工		1-2-14-2植生工	1-96

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	4-2-5-4		床固め本體工		4-1-8-4コンクリート堰堤本體工	4-1
	4-2-5-5		垂直壁工		4-1-8-4コンクリート堰堤本體工	4-1
	4-2-5-6		側壁工		4-1-8-6コンクリート側壁工	4-1
	4-2-5-7		水叩工		4-1-8-8水叩工	4-2
	4-2-5-8		魚道工			4-5
第6節 根固め・水制工	4-2-6-4		根固めブロック工		1-2-3-17根固めブロック工	1-13
	4-2-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1-14
	4-2-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
第7節 流路付属物設置工	4-2-7-2		階段工		1-2-3-22階段工	1-14
	4-2-7-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第4節 法面工	4-3-4-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	4-3-4-3		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	4-3-4-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	4-3-4-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
	4-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		1-2-14-6アンカー工	1-100
	4-3-4-7		抑止アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
第5節 擁壁工	4-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	4-3-5-4		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-3-5-5		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
	4-3-5-6		補強土壁工		1-2-15-3補強土壁工	1-102
	4-3-5-7		井桁ブロック工		1-2-15-4井桁ブロック工	1-102
	4-3-5-8		落石防護工		6-1-11-5落石防護柵工	6-1
第6節 山腹水路工	4-3-6-3		山腹集水路・排水路工		1-2-3-29側溝工	1-17
	4-3-6-4		山腹明暗渠工			4-5
	4-3-6-5		山腹暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	4-3-6-6		現場打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	4-3-6-7		集水樹工		1-2-3-30集水樹工	1-18
第7節 地下水排除工	4-3-7-4		集排水ポンク工			4-6
	4-3-7-5		集水井工			4-6
第8節 地下水遮断工	4-3-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	4-3-8-4		固結工		1-2-7-9固結工	1-78
	4-3-8-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第9節 抑止杭工	4-3-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	4-3-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	4-3-9-5		シャフト工(深礎工)		1-2-4-6深礎工	1-21
	4-3-9-6		合成杭工			4-6

【第5編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	5-1-4		コンクリートダム工	本体		5-1
	5-1-4		コンクリートダム工	水叩		5-1
	5-1-4		コンクリートダム工	副ダム		5-2
	5-1-4		コンクリートダム工	導流壁		5-3
第2章 フィルダム						
第3節 盛立工	5-2-3-5		コアの盛立			5-4
	5-2-3-6		フィルターの盛立			5-4
	5-2-3-7		ロックの盛立			5-4
	5-2		フィルダム(洪水吐)			5-5
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	5-3-3		ボーリング工			5-5

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	6-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6-1
				工場塗装工	1-2-12-11工場塗装工	1-92
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1-74
	6-1-4-3		置換工		1-2-7-3置換工	1-74
	6-1-4-4		サンドマット工		1-2-7-6サンドマット工	1-76
	6-1-4-5		パーチカルトレーン工		1-2-7-7パーチカルトレーン工	1-76
	6-1-4-6		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1-76
	6-1-4-7		固結工		1-2-7-9固結工	1-77
第5節 法面工	6-1-5-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-95
	6-1-5-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-97
	6-1-5-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-98
	6-1-5-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-99
	6-1-5-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第6節 軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第7節 擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-1-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-1-7-5		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-100
	6-1-7-6		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-100
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
				多数アンカー式補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1-101
	6-1-7-8		井桁ブロック工		1-2-15-4井桁ブロック工	1-101
第8節 石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-1-8-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
第9節 カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-1-9-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-1-9-6		場所打函渠工			6-1
	6-1-9-7		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第10節 排水構造物工(小型水路工)	6-1-10-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-1-10-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-1-10-5		集水桝・マンホール工		1-2-3-30集水桝工	1-18
	6-1-10-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-1-10-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1-17
第11節 落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			6-1
	6-1-11-5		落石防護柵工			6-1
	6-1-11-6		防雪柵工			6-2
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			6-2
第12節 遮音壁工	6-1-12-4		遮音壁基礎工			6-2
	6-1-12-5		遮音壁本体工			6-3

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1-74
	6-2-3-3		置換工		1-2-7-3置換工	1-74
第4節 舗装工	6-2-4-5		アスファルト舗装工		1-2-6-7アスファルト舗装工	1-24
	6-2-4-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1-30
	6-2-4-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1-36
	6-2-4-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1-42
	6-2-4-9		グースアスファルト舗装工		1-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-44
	6-2-4-10		コンクリート舗装工		1-2-6-12コンクリート舗装工	1-47
	6-2-4-11		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-67
	6-2-4-12		ブロック舗装工		1-2-6-14ブロック舗装工	1-69
	6-2-4		歩道路盤工			6-4
	6-2-4		取合舗装路盤工			6-4
	6-2-4		路肩舗装路盤工			6-4
	6-2-4		歩道舗装工			6-4
	6-2-4		取合舗装工			6-4
	6-2-4		路肩舗装工			6-4
	6-2-4		表層工			6-4
第5節 排水構造物工(路面排水工)	6-2-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		1-2-3-30集水樹工	1-18
	6-2-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-2-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			6-5
第6節 縁石工	6-2-6-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
第7節 踏掛版工	6-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		6-5
				ラバーシュー		6-5
				アンカーボルト		6-5
第8節 防護柵工	6-2-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-2-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-2-8-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-2-8-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第9節 標識工	6-2-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6-5
		2	大型標識工	標識柱工		6-5
第10節 区画線工	6-2-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第12節 道路付属施設工	6-2-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-2-12-5	1	ケーブル配管工			6-6
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		6-6
	6-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6-6
第13節 橋梁付属物工	6-2-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1-84
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6-7
	6-3-3-4		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-91
	6-3-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋台工	6-3-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-6-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
第6節 橋台工	6-3-6-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-6-8		橋台躯体工			6-8
	6-3-7-9	1	橋台躯体工	張出式 重力式 半重力式		6-8
		2	橋台躯体工	ラーメン式		6-10
第7節 RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-7-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
	6-3-7-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-22
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		6-9
				重力式		6-9
				半重力式		6-9
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		6-10
第8節 鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-3-8-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-3-8-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1-21
	6-3-8-6		オープンケーソン基礎工		1-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-21
	6-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		1-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-21
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-22
	6-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		6-10
		2	橋脚フーチング工	門型		6-11
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		6-11
		2	橋脚架設工	門型		6-11
	6-3-8-11		現場継手工			6-11
	6-3-8-12		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第9節 護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	6-3-9-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		筈コンクリート工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1-19
	6-3-10-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1-8
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-3-11-3		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3-1
	6-3-11-4		緑化ブロック工		1-2-5-4緑化ブロック工	1-23
	6-3-11-5		環境護岸ブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-3-11-6		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
	6-3-11-7		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-98
	6-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
			多自然型護岸工	巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
			多自然型護岸工	かごマット	1-2-3-26多自然型護岸工	1-15
	6-3-11-9		吹付工		1-2-14-3吹付工	1-97
	6-3-11-10		植生工		1-2-14-2植生工	1-95
	6-3-11-11		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1-7

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	6-3-11-12		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1-16
				連節ブロック張	1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
第12節 擁壁護岸工	6-3-12-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-100
	6-3-12-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-100
第4章 橋梁上部						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1-85
	6-4-3-4		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-90
	6-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-90
	6-4-3-6		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-90
	6-4-3-7		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1-92
	6-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-90
	6-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6-12
	6-4-3-10		横断歩道橋製作工		1-2-12-3桁製作工	1-85
	6-4-3-12		アンカーフレーム製作工		1-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-91
	6-4-3-13		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 鋼橋架設工	6-4-5-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-8		架設工(送出し架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		6-12
		2	支承工	ゴム支承		6-13
第6節 橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
第7節 床版工	6-4-7-2		床版工		1-2-18-2床版工	1-104
第8節 橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-4-8-3		落橋防止装置工			6-14
	6-4-8-5		地覆工			6-14
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			6-14
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			6-14
	6-4-8-8		検査路工			6-14
第9節 歩道橋本体工	6-4-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1-20
	6-4-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1-20
	6-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	6-3-8-9橋脚フーチング工	6-10
				T型	6-3-8-9橋脚フーチング工	6-10
	6-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-4-9-7		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	6-5-3-2		プレビーム用桁製作工		1-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-91
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-90
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-90
	6-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1-90
	6-5-3-6		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第5節 PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
				スラブ橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-10
	6-5-5-3		ポストテンション桁製作工		1-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-11
	6-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		1-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-11
	6-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		1-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-11
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-5-7		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(コンクリート橋)	1-94
	6-5-5-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(コンクリート橋)	1-94
	6-5-5-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-104
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-13
第6節 プレビーム桁橋工	6-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		6-14
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-11
	6-5-6-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-5-6-5		架設工(架設桁架設)		1-2-13 架設工(鋼橋)	1-93
	6-5-6-6		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1-104
	6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第7節 PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-7-4		PCホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第8節 RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第9節 PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		1-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-12
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1-12
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-5-11-4		架設工(片持架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
第12節 PC押出し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		1-2-3-16PC押出し箱桁製作工	1-13
	6-5-12-3		架設工(押出し架設)		1-2-13架設工(コンクリート橋)	1-94
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-14
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-14
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-14
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-14

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-6-4-3		吹付工			6-15
	6-6-4-4		ロックボルト工			6-15
第5節 覆工	6-6-5-3		覆工コンクリート工			6-16
	6-6-5-4		側壁コンクリート工		6-6-5-3覆工コンクリート工	6-16
	6-6-5-5		床版コンクリート工			6-16
第6節 インバート工	6-6-6-4		インバート本体工			6-17
第7節 坑内付帯工	6-6-7-5		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
第8節 坑門工	6-6-8-4		坑門本体工			6-17
	6-6-8-5		明り巻工			6-18
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	6-11-3-3		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1-92
第6節 現場打構築工	6-11-6-2		現場打躯体工			6-19
	6-11-6-4		カラー継手工			6-19
	6-11-6-5	1	防水工	防水		6-19
		2	防水工	防水保護工		6-19
		3	防水工	防水壁		6-20
第7節 プレキャスト構築工	6-11-7-2		プレキャスト躯体工			6-20
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	6-12-5-2		管路工	管路部		6-20
	6-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		6-21
	6-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	6-11-6-2現場打躯体工	6-19
第6節 付帯設備工	6-12-6-2		ハントホール工			6-21
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	6-13-3-4		管路工	管路部	6-12-5-2管路工	6-20
第4節 付帯設備工	6-13-4-2		ハントホール工		6-12-6-2ハントホール工	6-21
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	6-14-4-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-71
	6-14-4-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-72
	6-14-4-5		切削オーバーレイ工			6-22
	6-14-4-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-72
	6-14-4-7		路上再生工			6-23
	6-14-4-8		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-67
第5節 排水構造物工	6-14-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-14-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-14-5-5		集水樹・マンホール工		1-2-3-30集水樹工	1-18
	6-14-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-14-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-14-5-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1-17
第6節 防護柵工	6-14-6-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-14-6-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-14-6-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-14-6-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第7節 標識工	6-14-7-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-14-7-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6-5
第8節 道路付属施設工	6-14-8-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-14-8-5		ケーブル配管工		6-2-12-5ケーブル配管工	6-6
	6-14-8-6		照明工		6-2-12-6照明工	6-6
第9節 軽量盛土工	6-14-9-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	6-14-10-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	6-14-10-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第11節 石・ブロック積(張)工	6-14-11-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-14-11-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23
第12節 カルバート工	6-14-12-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6-1
	6-14-12-5		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第13節 法面工	6-14-13-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	6-14-13-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	6-14-13-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	6-14-13-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	6-14-13-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第15節 橋梁付属物工	6-14-15-2		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-14-15-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-13
	6-14-15-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-13
	6-14-15-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-13
	6-14-15-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-13
第17節 現場塗装工	6-14-17-6		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	6-16-3-4		桁補強材製作工			6-24
	6-16-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1-91
第5節 舗装工	6-16-5-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1-72
	6-16-5-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1-73
	6-16-5-5		切削オーバーレイ工		6-14-4-5切削オーバーレイ工	6-22
	6-16-5-6		オーバーレイ工		1-2-6-17オーバーレイ工	1-73
	6-16-5-7		路上再生工		6-14-4-7路上再生工	6-23
	6-16-5-8		薄層カラー舗装工		1-2-6-13薄層カラー舗装工	1-68
第6節 排水構造物工	6-16-6-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-16-6-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1-17
	6-16-6-5		集水枡・マンホール工		1-2-3-30集水枡工	1-18
	6-16-6-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1-17
	6-16-6-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1-17
	6-16-6-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1-17
第7節 縁石工	6-16-7-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1-8
第8節 防護柵工	6-16-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-16-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1-8
	6-16-8-5		ボックスビーム工		1-2-3-8路側防護柵工	1-9
	6-16-8-6		車止めポスト工		1-2-3-7防止柵工	1-8
第9節 標識工	6-16-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1-8
	6-16-9-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6-5
第10節 区画線工	6-16-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1-9
第12節 道路付属施設工	6-16-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1-9
	6-16-12-5		ケーブル配管工		6-2-12-5ケーブル配管工	6-6
	6-16-12-6		照明工		6-2-12-6照明工	6-6
第13節 軽量盛土工	6-16-13-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1-6
第14節 擁壁工	6-16-14-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1-101
	6-16-14-4		プレキャスト擁壁工		1-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-101
第15節 石・ブロック積(張)工	6-16-15-3		コンクリートブロック工		1-2-5-3コンクリートブロック工	1-22
	6-16-15-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1-23

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	6-16-16-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6-1
	6-16-16-5		プレキャストカルバート工		1-2-3-28プレキャストカルバート工	1-16
第17節 法面工	6-16-17-2		植生工		1-2-14-2植生工	1-96
	6-16-17-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1-98
	6-16-17-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1-99
	6-16-17-6		アンカー工		1-2-14-6アンカー工	1-100
	6-16-17-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1-16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1-16
第18節 落石雪害防止工	6-16-18-4		落石防止網工		6-1-11-4落石防止網工	6-1
	6-16-18-5		落石防護柵工		6-1-11-5落石防護柵工	6-1
	6-16-18-6		防雪柵工		6-1-11-6防雪柵工	6-2
	6-16-18-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7雪崩予防柵工	6-2
第20節 鋼桁工	6-16-20-3		鋼桁補強工		6-16-3-4桁補強材製作工	6-24
第21節 橋梁支承工	6-16-21-3		鋼橋支承工		6-4-5-10支承工	6-12
	6-16-21-4		PC橋支承工		6-4-5-10支承工	6-12
第22節 橋梁付属物工	6-16-22-3		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1-14
	6-16-22-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6-14
	6-16-22-6		地覆工		6-4-8-5地覆工	6-14
	6-16-22-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6-14
	6-16-22-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6-14
	6-16-22-9		検査路工		6-4-8-8検査路工	6-14
第25節 現場塗装工	6-16-25-3		橋梁塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1-19
	6-16-25-6		コンクリート面塗装工		1-2-3-11コンクリート面塗装工	1-10

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-3-3-2			
						法長 ℓ	ℓ < 5m	−200							
							ℓ ≥ 5m	法長 −4%							
1 共通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に ±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に ±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-3-2			
						平場	標高較差	±50	±150						
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160						
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330						

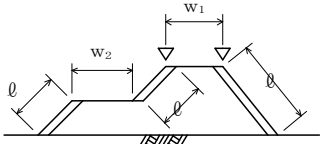
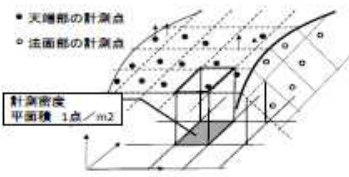
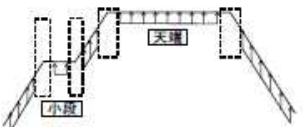
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-3-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

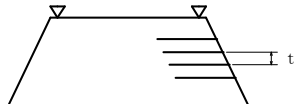
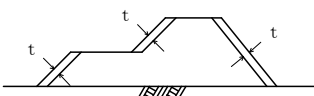
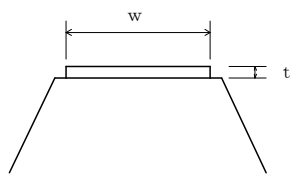
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。基準高は各法肩で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-3-3-3
						法長 ℓ	ℓ < 5m	－100				
							ℓ ≥ 5m	法長－2%				
						幅 w ₁ , w ₂		－100				
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 4 割<勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 4 割≥勾配 （小段含む）	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの						

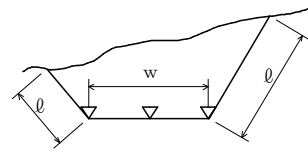
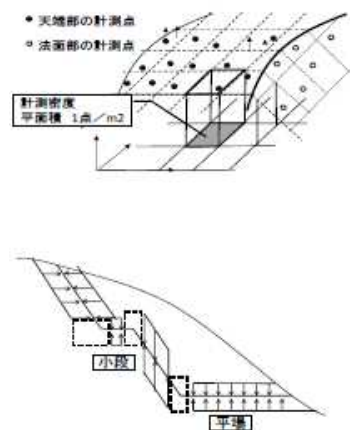
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-4	
						厚 さ t		－50				
						控 え 長 さ		設計値以上				
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-5	
1 共 通 編	3 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 ヶ所、200m以下は 2 ヶ所、中央で測定。		1-3-3-6	
							t ≥ 15cm	－50				
						幅 w		－100				

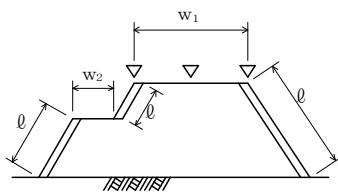
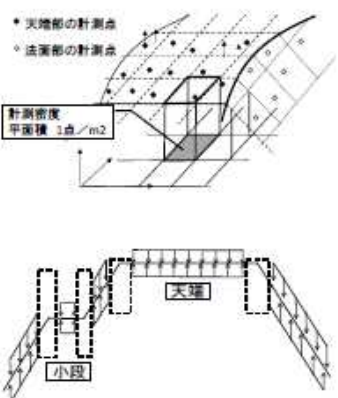
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又はまたは 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-2
						法長 ℓ	ℓ < 5m	−200				
							ℓ ≥ 5m	法長−4%				
						幅 w		−100				
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

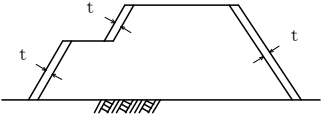
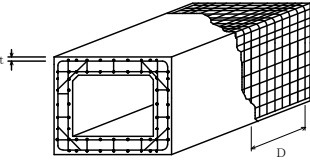
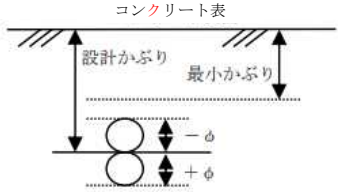
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-3 1-3-4-4
						法長 ℓ	ℓ < 5m	－100				
							ℓ ≥ 5m	法長－2%				
						幅 w1, w2		－100				
1 共 通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-4-3 1-3-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

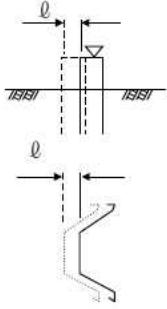
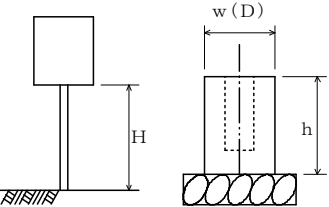
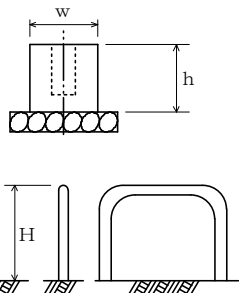
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-3-4-5
1 共通 編	4 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	6 鉄 筋 工	4		組立て	平 均 間 隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（〔設計編：標準〕7 編 2 章 2.1）参照。ただし道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋※について適用する。 ※主鉄筋とは主鉄筋を指す。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-4-6-4
						か ぶ り t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり 以上			

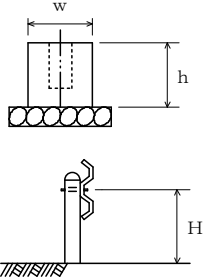
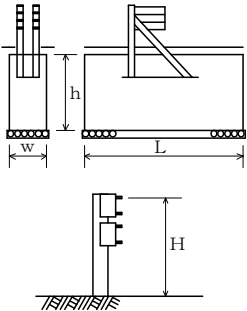
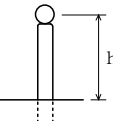
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 δ	100			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1 ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		1-2-3-5
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 ヶ所/1 基		1-2-3-6
						基礎	幅 w (D)	-30		
							高さ h	-30		
							根入長	設計値以上		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落 (横断) 防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30		1-2-3-7
							高さ h	-30		
						パイプ取付高 H		+30 -20		

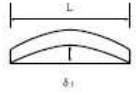
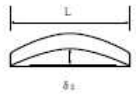
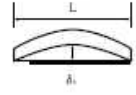
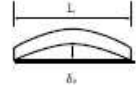
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1 施工箇所。		1-2-3-8
							高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						ビーム取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1 施工箇所		
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1 基礎毎		1-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防衛柵にも適用する
							高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1 施工箇所		
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		1-2-3-9
						幅 w		設計値以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h		±30	1ヶ所/10 本 10 本以下の場合は、2ヶ所測定。		1-2-3-10
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

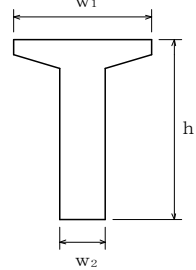
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。		1-2-3-11
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			

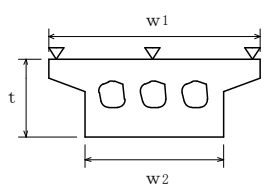
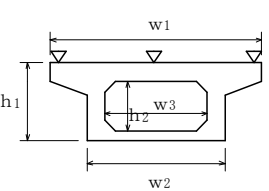
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁 製作工	幅（上） w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-13 注）新設のコンク リート構造物（橋 梁上・下部工）お よび重要構造物で ある内空断面積 25m2 以上のボック スカルバート（工 場製作のプレキャ スト製品は全ての 工種において対象 外）の鉄筋の配筋 状況及びかぶり については、「非破壊 試験によるコンク リート構造物中の 配筋状態及びか ぶり測定要領」も併 せて適用する。
						幅（下） w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント製 作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-3-14
						断面の外形寸法（mm）	—			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ □ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

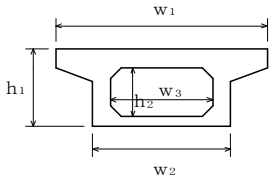
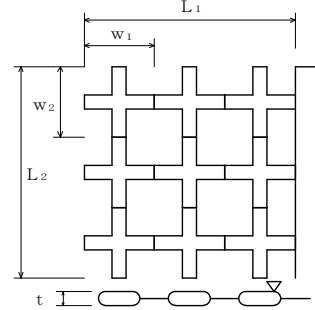
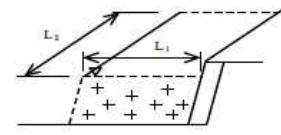
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

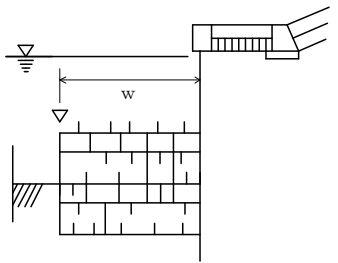
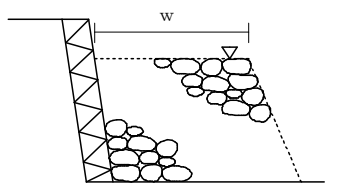
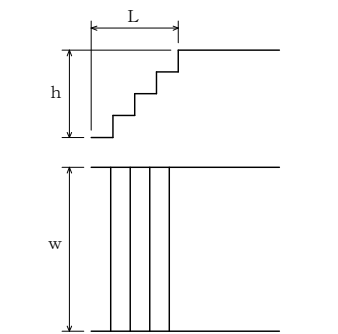
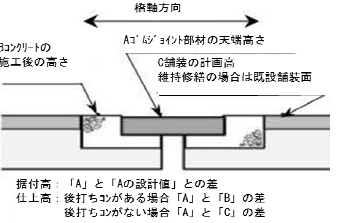
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100		1-2-3-17
							厚 さ t	-20		
							幅 w_1, w_2	-20		
							延長 L_1, L_2	-200		
						乱 積	基準高▽	± $t/2$		
							延長 L_1, L_2	- $t/2$		

tは根固めブロックの高さ

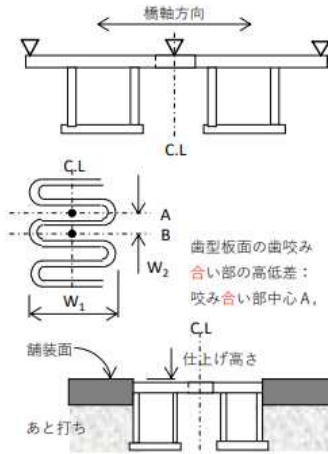
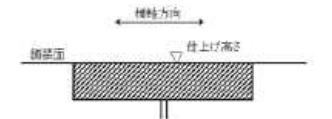
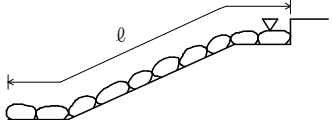
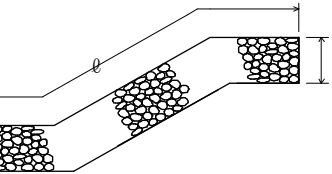
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎		1-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	−200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-19
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	−30	1 回/1 施工箇所		1-2-3-22
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±0 段			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下		1-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0〜−2			

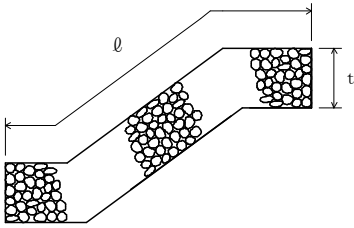
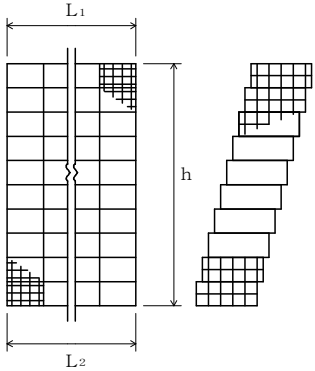
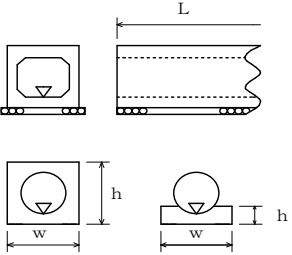
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		1-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 w_2		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		1-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高	▽	±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-3-26
						法 長	ℓ	-200			
						延 長	L	-200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長	ℓ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-3-26
						厚 さ	t	-0.2 t			
						延 長	L	-200			

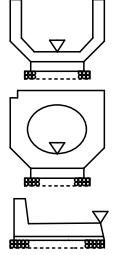
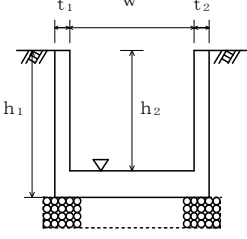
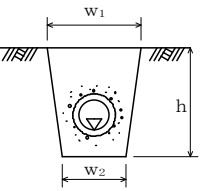
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚 さ t		-50			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高 さ h		-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
						延 長 L_1, L_2		-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ 工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1-2-3-28
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎		

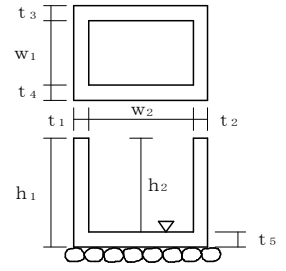
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						延 長 L	-200	1 ヶ所/1 施工箇所		
								ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30	厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
								ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
								ただし「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

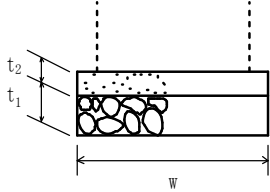
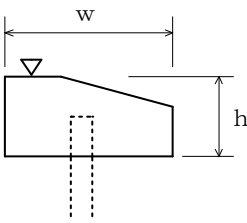
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

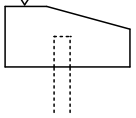
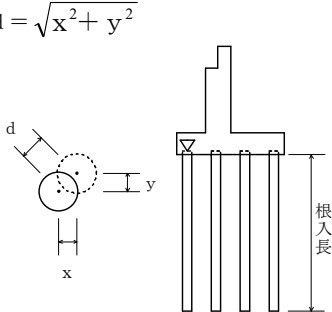
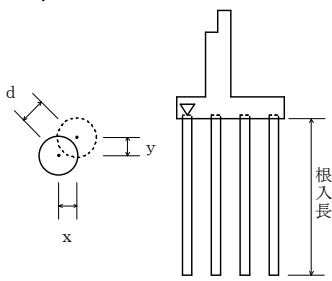
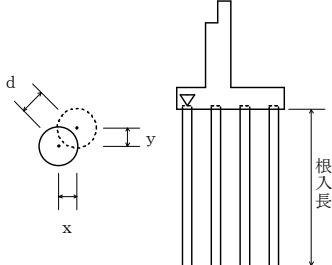
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		1-2-3-31
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-4-1
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-4-3
						延 長 L	－200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 Dは杭径 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）-30 以上			

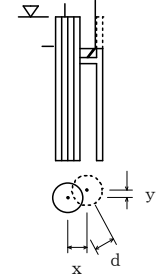
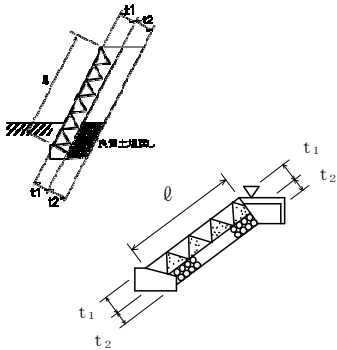
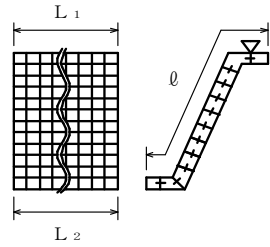
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）以上※			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			

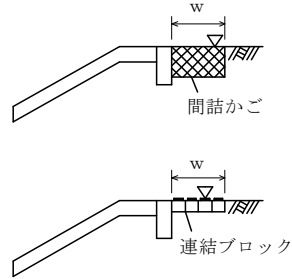
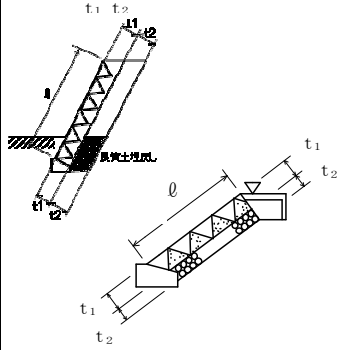
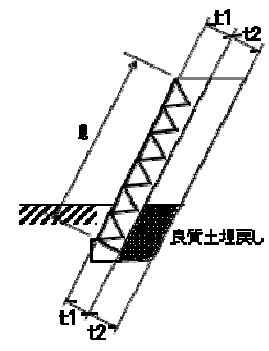
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1 基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	1-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300 以内			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法長 ℓ	ℓ < 3 m			
							ℓ ≥ 3 m			
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50			
						厚さ（裏込） t ₂	-50			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法 長 ℓ	-100			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-4
						法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$			
							$\ell \geq 3 \text{ m}$			
						厚さ (ブロック) t_1	-50			
						厚さ (裏込) t_2	-50			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積 (張) 工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-5
						法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$			
							$\ell \geq 3 \text{ m}$			
						厚さ (石積・張) t_1	-50			
						厚さ (裏込) t_2	-50			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～＋50	標準重ね幅 100 mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		1-2-6-6

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m ² 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 ㎡未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000m ² －m ² 以上 あるいは、使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合 が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000m ² －m ² 未満かつ使用する基 層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X_{10}) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 （面管理でない場合） コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あ るいは、使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面 積が 10,000 m ² 未満かつ使用する基層 及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	－	－			
						平坦性	－		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	－		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならぬとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定 処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式（足 付 き） (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-9
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				摘 要
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m 以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
					（上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工	幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工	厚 さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基づ き出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
					（上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工 （面管理の場合）								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい	1-2-6-9
					(加熱アスファルト 安定処理工)	幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X_{10}) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
					(加熱アスファルト 安定処理工)								
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² ～m ² (平面投影面積当 たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に 1 ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 (面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測 定値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	1-2-6-10		
						厚 さ	t < 15cm	−30	−10						
							t ≥ 15cm	−45	−15						
						幅	−100		—						
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 −70	+50 −10		1. 3 次元データによる出来形管理におい て、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他本基準に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡ ㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高 差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均 値+設計厚さから求まる高さとの差とす る。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。				
							t ≥ 15cm	±90	+50 −15						
						厚 さ あるいは 標高較差	t < 15cm	+90 −70	+50 −10						
							t ≥ 15cm	±90	+50 −15						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 9		－ 3		幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所コーアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-10
						幅	－25		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20		－ 3		1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理でない場合) コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				摘 要
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高差を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層 の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	(面管理でない場合) 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 (面管理でない場合) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ)1.75mm 以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければ ならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚 さ または 標高較差	－55	－66	－ 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 ヶ所の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度 は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高 較差平均値＋設計厚さから求まる高さ との差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に 1 ヶ所の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m 以下の間 隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	－10		－ 3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線あたり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						幅	－25		－				
						平坦性	－		コンクリートの硬化後 3m プローファイルにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－22		－ 3.5		1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						平坦性	－		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式（足付き） (σ)1.75mm 以下				
					目地段差	± 2							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヲ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヲ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						厚 さ	－45		－ 15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデータ 数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) セメント（石灰・瀝 青）安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア一 を採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	1-2-6-12	
				幅	－50		—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) アスファルト中間層	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	1-2-6-12	
				幅	－25		—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線 200m毎に水糸又はレベルに より 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以 上測定、幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の 割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければ ならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	1-2-6-12
						幅	－35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリ ートの硬化後、 3mプロフィール メーターにより (σ)2.4mm 以下				
						目地段差	± 2						
												隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	－32		－4.5		1.3 次元データによる出来形管理にお いて、国土交通省の「3 次元計測技術 を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度 は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高 較差平均値＋設計厚さから求まる高さ との差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	1-2-6-12
						平 坦 性	－		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式（足付 き） (σ)1.75mm 以 下				
						目地段差	± 2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	1-2-6-13	
						幅	－50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-13	
						幅	－50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		1-2-6-13	
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-14
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		1-2-6-14
						幅	-50		—				

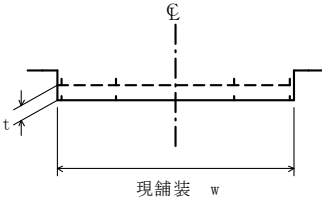
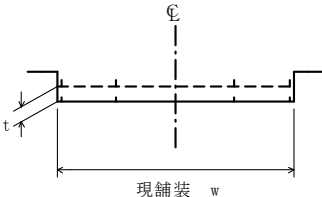
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個以上の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が 10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	1-2-6-14
						幅	－50		－				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	1-2-6-14
						幅	－50		－				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		1-2-6-14
						幅	－25		－				

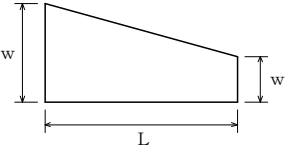
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)							
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-15
						幅 w	-25	—			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。		1-2-6-15
						幅 w	-25	—			

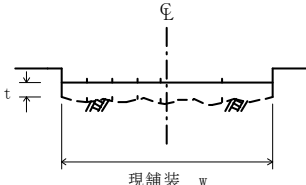
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打替え工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		1-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗 設 工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

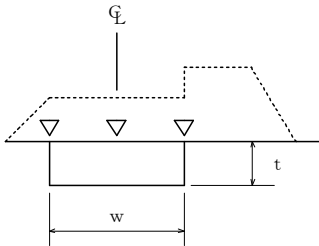
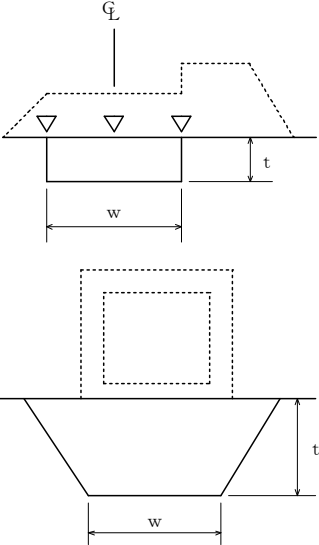
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\overline{X}$)						
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	— 9	厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-17
						幅 w	—25			
						延 長 L	—100			
						平 坦 性	—			

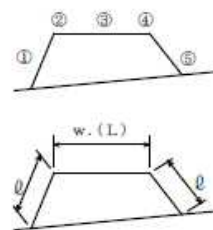
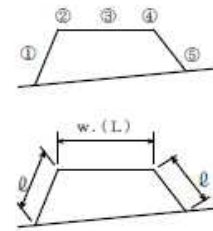
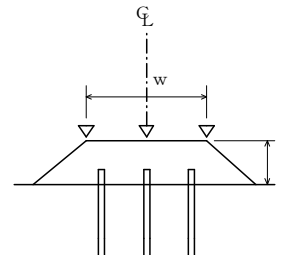
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。		1-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		1-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

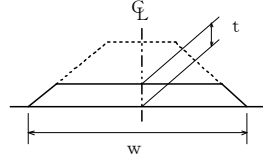
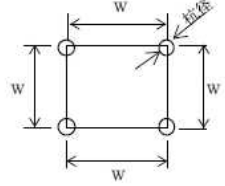
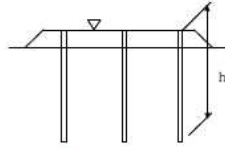
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		1-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300	w.(L) は施工延長 40mにつき 1 ケ 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 ケ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						天端延長 L	-500			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		1-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300	「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅w、天端延長Lを確認 (実測は不要)。		
						天端延長 L	-500			
1 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 ケ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		1-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

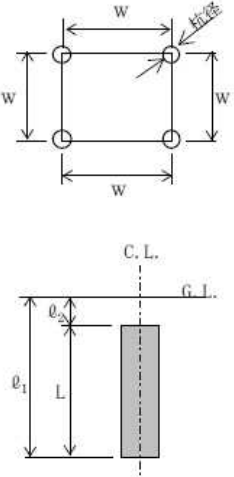
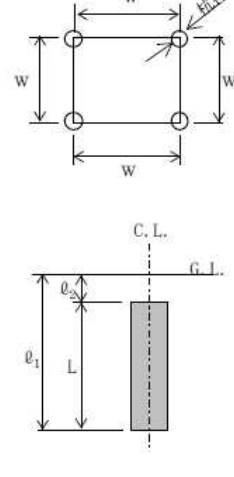
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		1-2-7-6
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	バーチカルドレーン工	位置・間隔 w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	1-2-7-7
					(サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	杭 径 D	設計値以上			
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上			
					サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量					

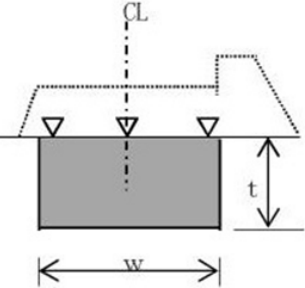
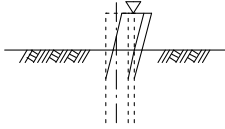
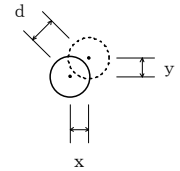
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (紛体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。		1-2-7-9
						位 置・間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体末端深度		
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		1-2-7-9
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

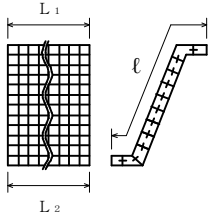
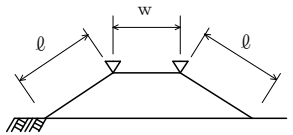
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1 ヶ所、又は 施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案) 表層安定処理等・固結工 (中層混合処理) 編」による管理の場 合は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は 不要)。		1-2-7-9
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施 工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ φ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			

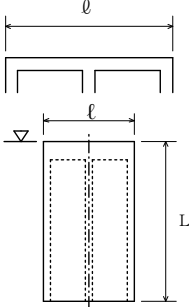
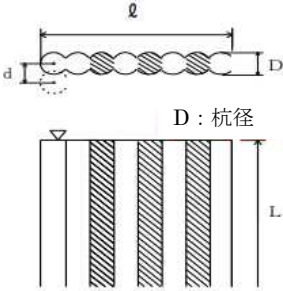
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-10-5
						延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎		
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （任意仮設は除く）		1-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1-2-10-10
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	D/4 以内			
						壁 体 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。		1-2-12-1		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔位置のずれ						
								≦1000mm	1 以下					
								ボスの突起を基準とした孔位置のずれ						
								>1000mm	1.5 以下					
						アンカーボルト加工	孔ドリル加工	≦100mm	+3 -1					
							>100mm	+4 -2						
						孔（鑄放し）	孔の中心距離 ※1		JIS B 0403 -1995 CT13					
							センターボス	ボスの直径					+0 -1	
						ボスの高さ		+1 -0						
						ボス ※5	ボスの直径		+0 -1					
							ボスの高さ		+1 -1					

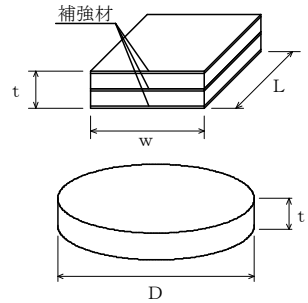
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。		1-2-12-1
						全移動量 ※4	$\ell \leq 300\text{mm}$	± 2		
							$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$		
						組立高さH 構造用 コンクリート	上、下面加工仕上げ	± 3		
							H $\leq 300\text{mm}$	± 3		
							H $> 300\text{mm}$	(H/200+3) 小数点以下切り捨て		
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403 -1995 CT14		
							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403 -1995 CT15		
							削り加工寸法	JIS B 0405 -1991 粗級		
							ガス切断寸法	JIS B 0417 -1979 B 級		

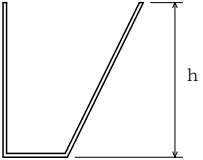
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500mm	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		1-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500mm < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20mm < t ≤ 160mm	±2.5%			
							160mm < t	±4			
						相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-1

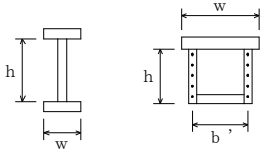
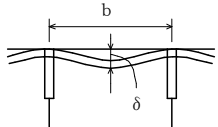
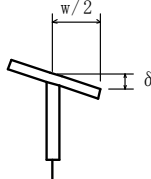
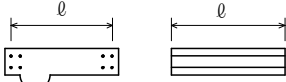
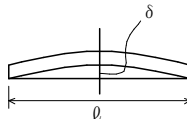
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-1
						外周長 L (m)	$\pm (10 + L/10)$			

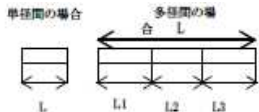
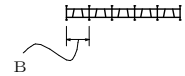
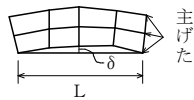
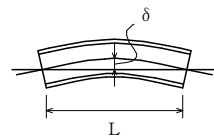
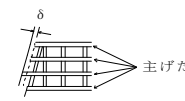
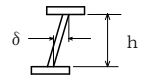
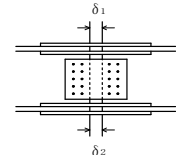
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要								
								鋼桁等	トラス・アーチ等										
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材	精 度	フランジ幅 w (m) 腹板 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \quad 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I 型鋼げた トラス弦材	1-2-12-3							
									板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板 $h / 250$			主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)						
										箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート $b / 150$									
								フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$										
								部材長 ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。									
									トラス、アーチなど $\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$										
								圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)								
								※規格値の w , ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ , 圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w , ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。											

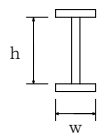
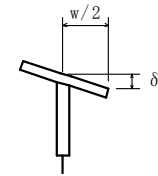
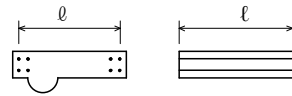
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼げた等	トラス・アーチ等			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。			1-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ± (3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ± (2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について 10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)			
							※規格値の L, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。					

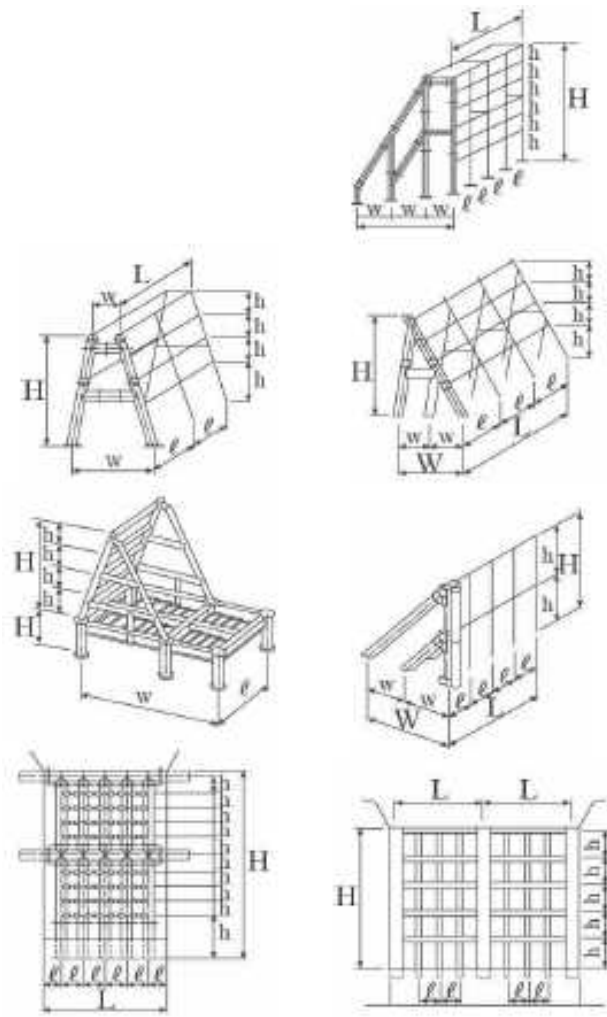
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) … 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた	1-2-12-3		
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート		b / 150			
							フランジの直角度 δ (mm)			w / 200			
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	主要部材全数を測定。			
							※規格値の w, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, wに代入する数値は mm 単位の数値とする。						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		1-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/500			

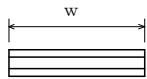
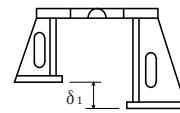
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))					1-2-12-3

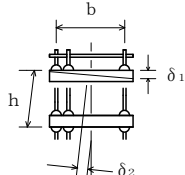
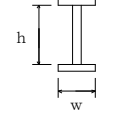
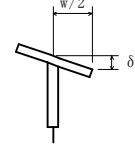
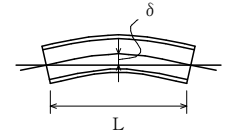
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-4
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		1-2-12-5
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端及び中央部付近を測定。 		
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2		(実測値) δ_2 	
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-6
1 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		1-2-12-8
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材 フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	1-2-12-9
						腹板高 h (m)				
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時 主桁のそり	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10～12m間隔を測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≤10 ±4… ℓ >10	図面の寸法表示箇所にて測定。		1-2-12-10
						材					
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		1-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクシ ョン架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	±4… B≤2 ± (3+B/2) … B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を 0mm とす る。(例：設計値が 3mm の場合、すき 間の許容範囲は 0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm 単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		1-2-13
					（クレーン架設） （架設桁架設）	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					架設工支保工 （固定） （移動）	そ り	—	主桁を全数測定。		
					架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%			
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5m	－100			
							ℓ ≥ 5m	法長の－2%			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5m	－200	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t < 5cm	－10	施工面積 200 m ² につき 1 ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

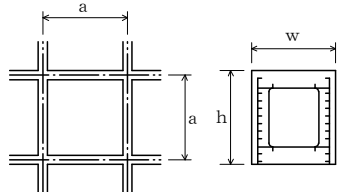
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	－50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-3	
							$\ell \geq 3\text{m}$	－100				
						厚 さ t	t < 5cm	－10				200 m ² につき 1 ヶ所以上、200 m ² 以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。
							t ≥ 5cm	－20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延 長 L		－200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

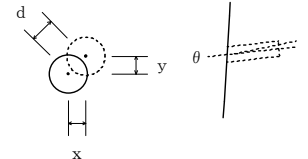
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		1-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						枠 中 心 間 隔 a		± 100			
						延 長 L		-200			
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200			1-2-14-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	1-2-14-4 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			

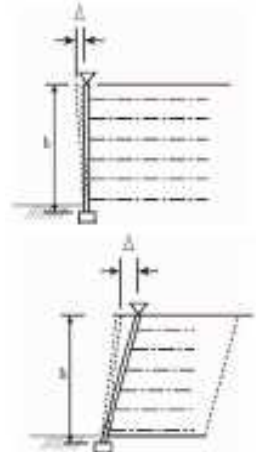
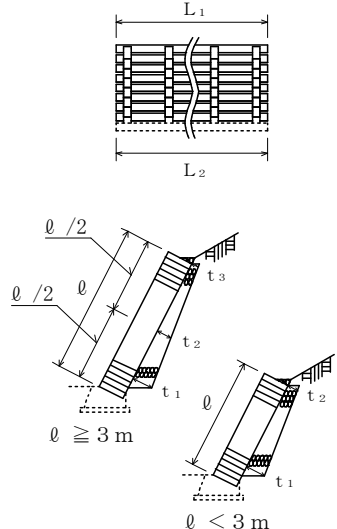
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-1
						厚 さ t		-20			
						裏 込 厚 さ		-50			
						幅 w1, w2		-30			
						高 さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
延 長 L		-200	1 施工箇所毎								
			「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-2
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎	「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

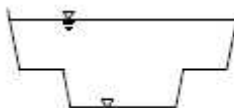
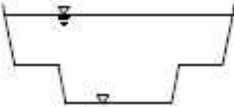
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-3	
						高さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上				
						延 長 L		-200				
1 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所毎		1-2-15-4	
						法長 ℓ	高さ h < 3m	-50				
							高さ h ≥ 3m	-100				
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50				
						延 長 L ₁ , L ₂		-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3		
								500ps	－1000～＋200					
								1000ps	－1200～＋200					
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200					
								420ps 600ps	－1000～＋200					
								1350ps	－1200～＋200					
							幅						－200	
							延 長						－200	
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		＋200 以下		延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3		
						幅		－200						
						延 長		－200						

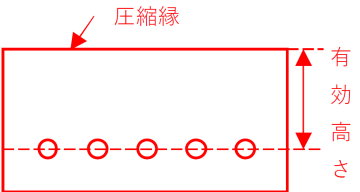
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	3	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の 計算値	1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-16-3
						標準較差	±0 以下	+400 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 一般 施工	18 床版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		1-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。 1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2m の範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	－30			
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1 組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	－200			
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ箇所。		
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケール配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚さ t ₁ ～t ₈	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						内空幅 w ₃	－30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L	－200			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t		－20			
						幅 w		－30			
						高 さ h		±30			
						延 長 L		－50			
3 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t		－20			
						幅 w		－30			
						高 さ h		±30			
						延 長 L		－50			
3 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t		－20			
						幅 w		－30			
						高 さ h		±30			
						延 長 L		－50			
3 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて 測定。		
						厚 さ t		－20			
						幅 w		－30			
						高 さ h		±30			
						延長 L	L < 20m	－50			
							L ≥ 20m	－100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
3 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 （橋軸方向）	-10			
						天 端 幅 w_2 （橋軸方向）	-10			
						敷 幅 w_3 （橋軸方向）	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

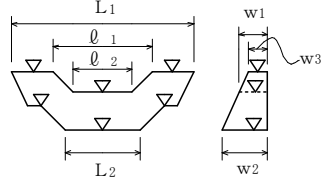
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	－50			
3 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
3 河 川 編	6 排 水 機 場	5 沈 砂 池 工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			

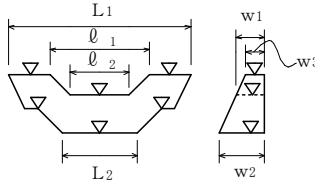
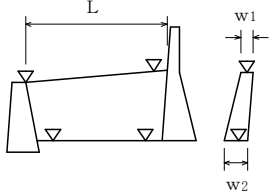
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
3 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

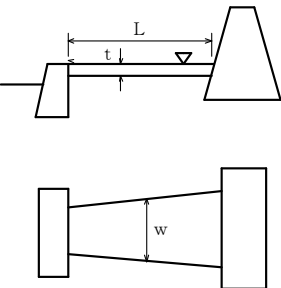
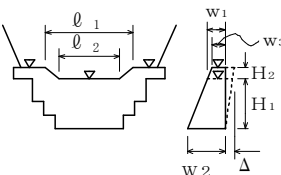
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

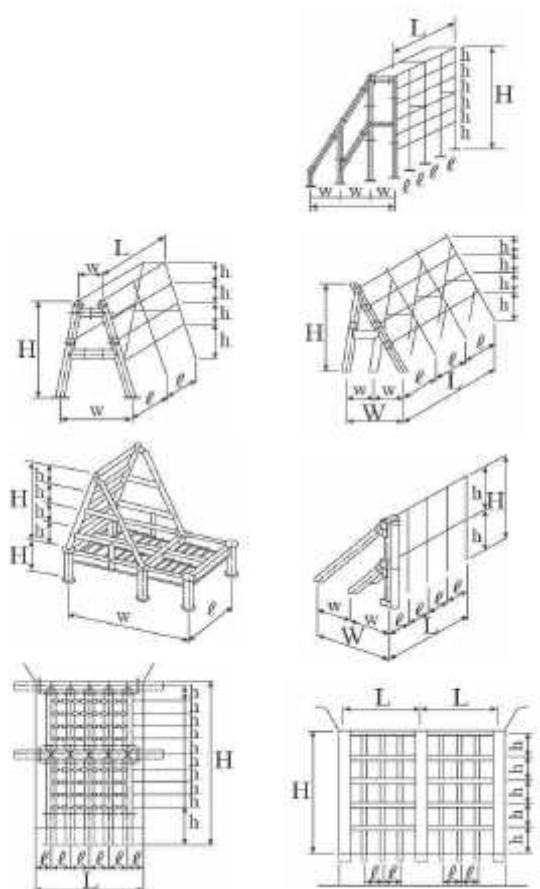
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w		−100				
						厚 さ t		−30				
						延 長 L		−100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
							長 さ ℓ 1, ℓ 2					±100
							幅 w 1, w 3					±50
							下流側倒れ Δ					±0.02H1
						袖 部	袖 高 ▽	±50				
							幅 w 2					±50
							下流側倒れ Δ					±0.02H2

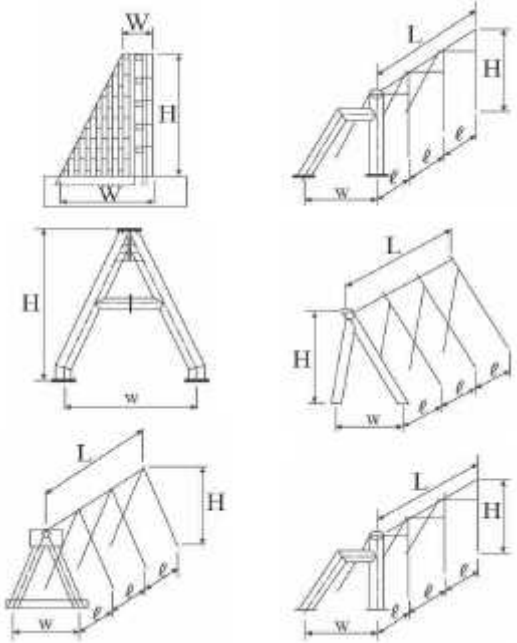
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

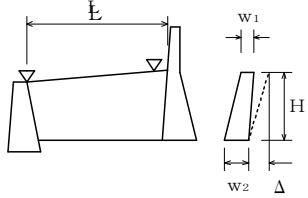
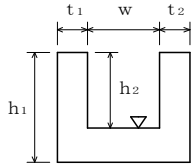
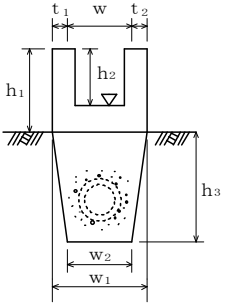
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)					

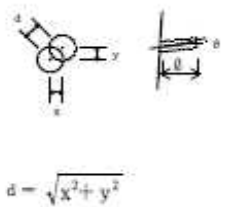
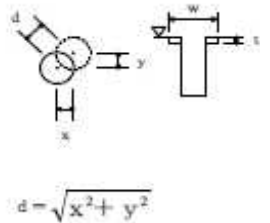
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3m$			
							$h \geq 3m$			
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。）		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による）		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
4 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	－30, ＋50			
						堤 長	－100			
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	－100, ＋60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	－30, ＋50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて 3 リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	－0, +500			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +1000			
						盛 立 幅	－0, +1000			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +2000			

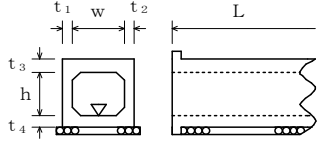
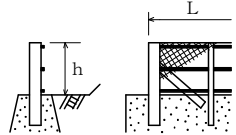
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回／1 施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
5 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

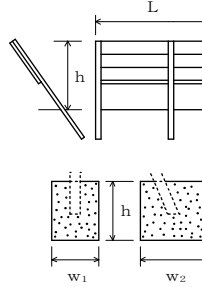
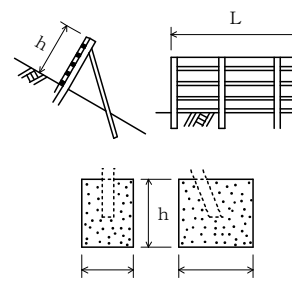
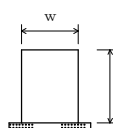
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		± 30			
						延 長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L		-200			
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L		-200			

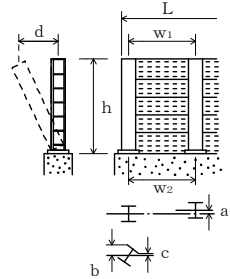
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
						長 アン カー ℓ	打 込 み ℓ	-10%		
							埋 込 み ℓ	-5%		
6 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h		+30, -20	1 施工箇所毎		
						延 長 L		-200			

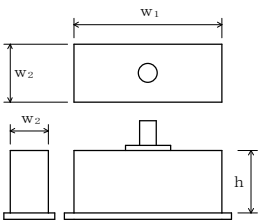
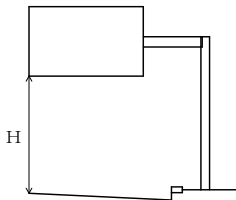
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)				
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50	—	基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所測定。 ※両端部 2 点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理方 法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅		－100	—			
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	－9	－3	幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理方 法を用いることができる。			
						幅	－25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	－200	1 ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
6 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1 ヶ所／1 踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	－30	基礎 1 基毎		
						高 さ h	－30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1 ヶ所／1 基		
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

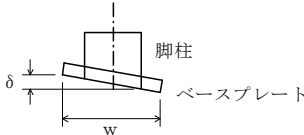
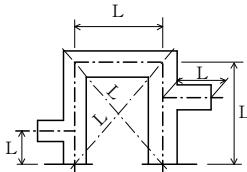
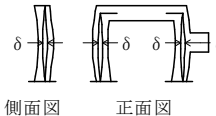
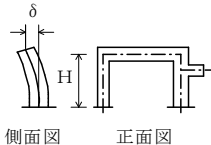
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	－200	接続部間毎で全数		
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
6 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30	1ヶ所／1 施工箇所		
						高 さ h	－30			

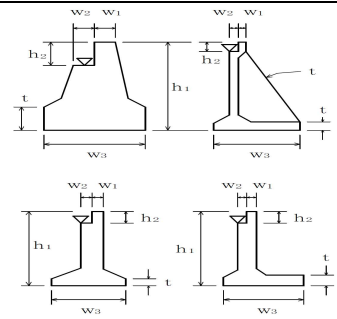
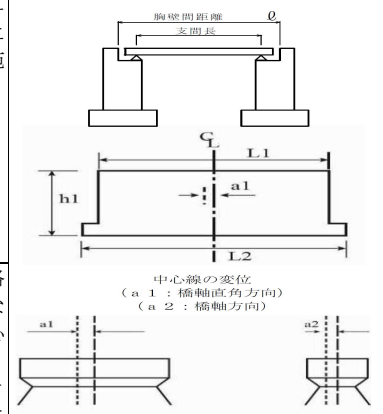
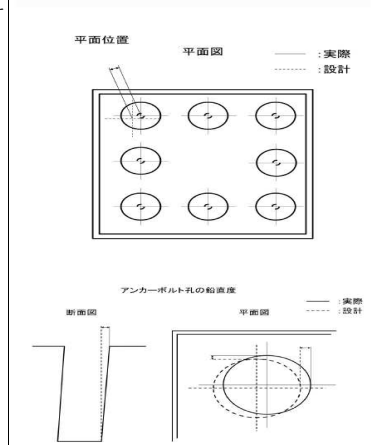
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)		$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)		$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		
							はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)		$L/1000$	各主構の各格点を測定。		
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

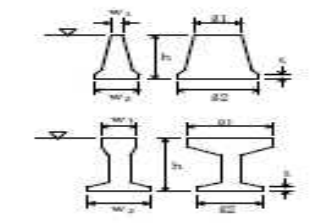
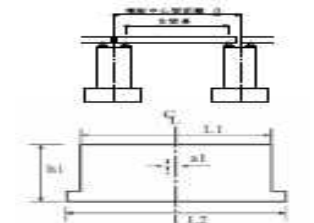
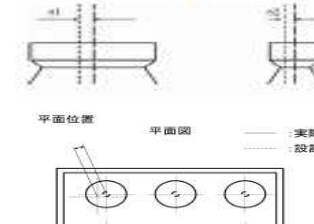
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平 面 位 置	± 20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下			
										

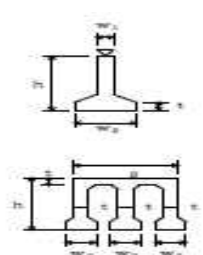
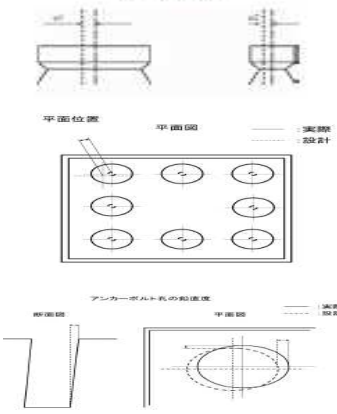
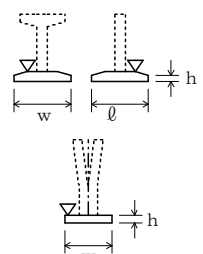
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (反重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50 以下			
										

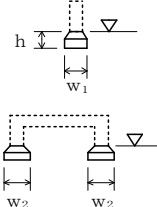
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
					支 間 長 及 び 中心線の変位		± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50 以下			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4+0.5 \times (B-2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上 の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以上				

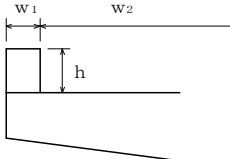
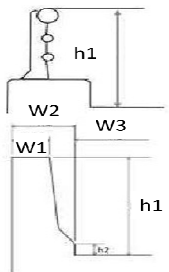
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±5		支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量 以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
							±5	± (4+0.5 × (B-2))				
						水 平 度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上 の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以上				

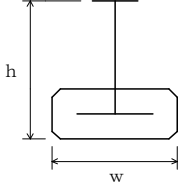
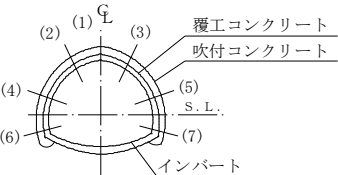
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	−20 以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10～+20	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	−10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	−5～+10	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
					橋梁用高欄工	地覆の幅 w_2	−10～+20			
						高 さ h_1	−20～+30			
						高 さ h_2	−10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			

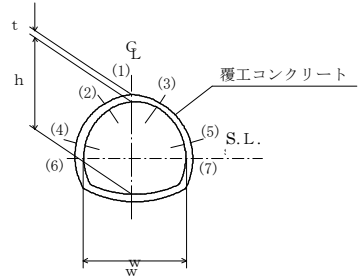
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	+10 - 5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1/3 以上を確保するものとする。	施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

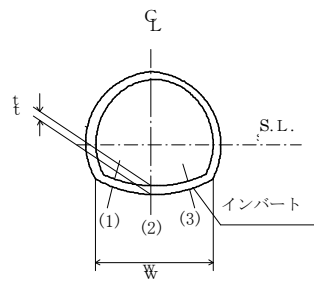
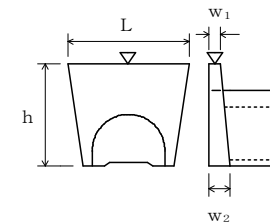
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 ヶ所、(2)～(3) は 100m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 ・計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	－50			
						高さ h（内法）	－50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	－30			
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	6 イン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						高さ h	h < 3 m			
							h ≥ 3 m			
						延 長 L	－200			

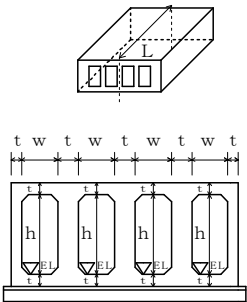
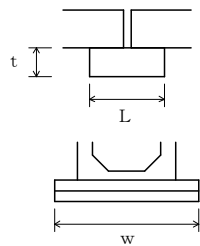
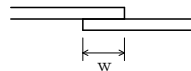
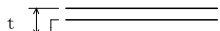
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル N A T M	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	(アーチ部) (側壁部) (インバート部)	
						幅 w（全幅）	－50			
						高さ h（内法）	－50			
						厚 さ t	－20			
						延 長 L	—			

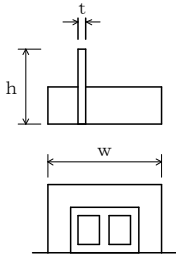
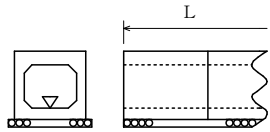
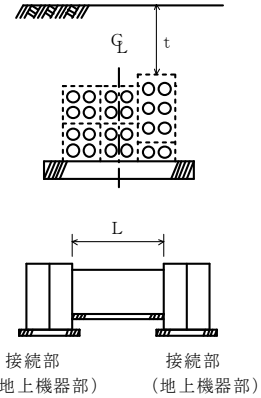
出来形管理基準及び規格値

單位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	−20			
						内 空 幅 w	−30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	−20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	−20			
						長 さ L	−20			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

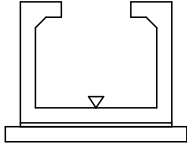
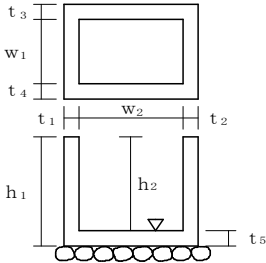
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	−20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	−20			
6 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	−200	延長：1 施工箇所毎		
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。		
						延 長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

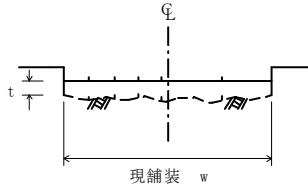
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
6 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

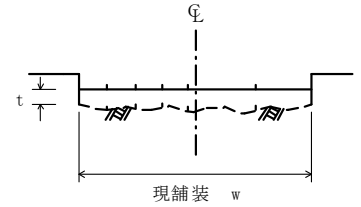
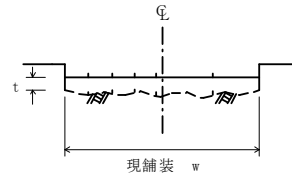
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)						
6 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

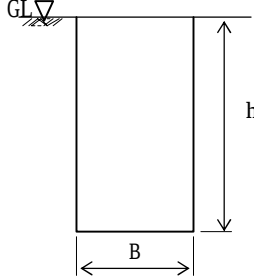
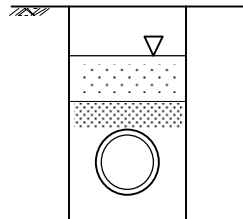
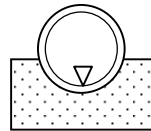
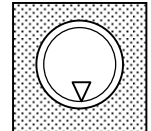
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
			個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)							
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理 として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は 40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
					厚さ t (オーバーレイ)	-9					
					幅 W	-25					
					延長 L	-100					
					平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				

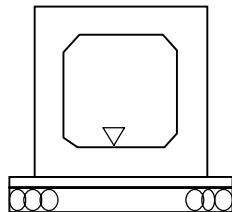
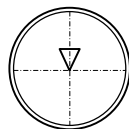
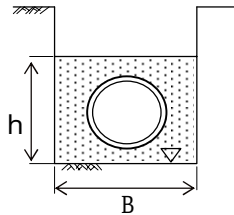
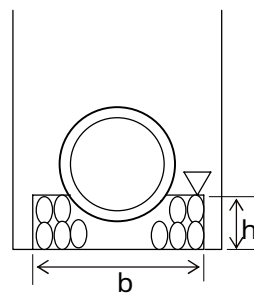
出来形管理基準及び規格値

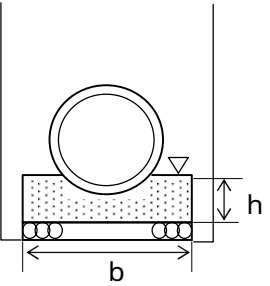
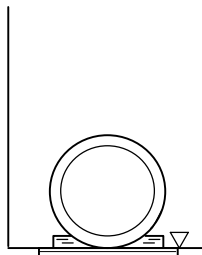
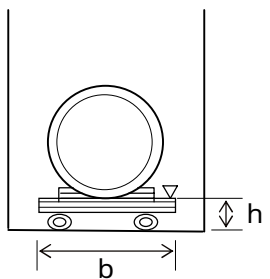
単位：mm

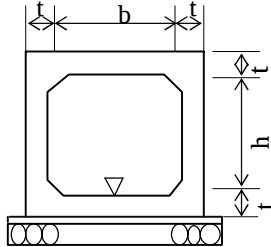
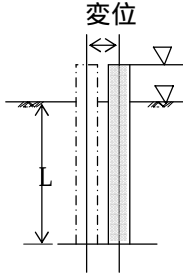
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼げた トラス弦材	
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		

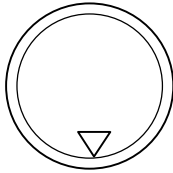
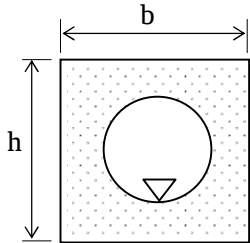
第1章 管路編

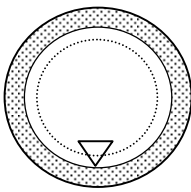
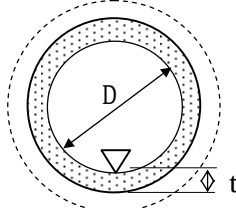
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路掘削	深さ h	± 30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
					幅 B	- 50			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路埋戻	基準高	± 30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	4 管 布 設 工	管布設 (自然流下管)	基準高	± 30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			

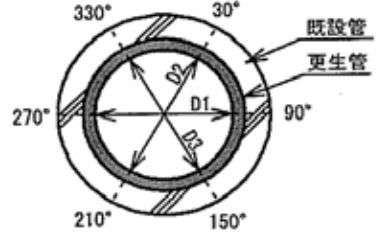
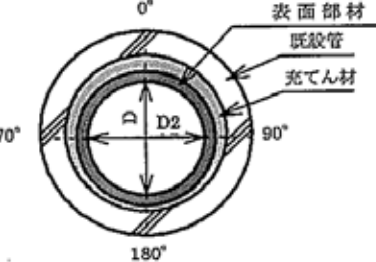
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	4 管 布 設 工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高	± 30	基準高、中心線の変位(水平)は、 施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	4 管 布 設 工	圧送管	基準高	± 30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					総延長	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	砂基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	- 50			
					厚さ h	- 30			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	砕石基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 50			
					厚さ h	- 30			

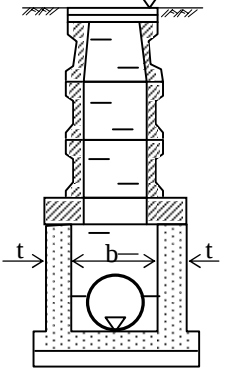
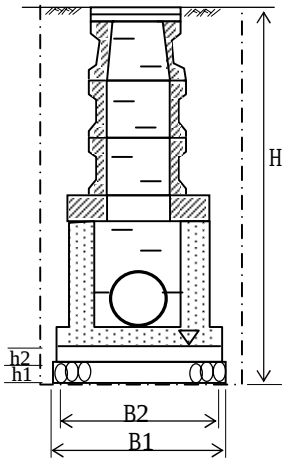
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	コンクリート基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 30			
					厚さ h	- 30			
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	まくら土台基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
下 水 道	1 管 路	3 管 き ょ 工 (開削)	5 管 基 礎 工	はしご胴木基礎	基準高	± 30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	- 30			
					厚さ h	- 30			

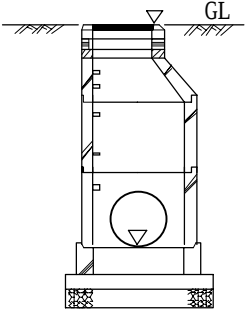
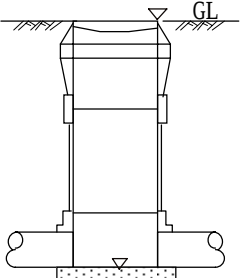
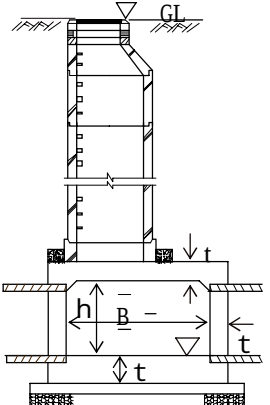
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工（開削）	6 水 路 築 造 工	現場打水路	基準高	± 30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					幅 b	- 30			
					高さ h	± 30			
					厚さ t	- 20			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	3 管 き よ 工（開削）	7 管 路 土 留 工	鋼矢板土留	基準高	± 50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
				根入長 L	設計値以上				
				変位	100				

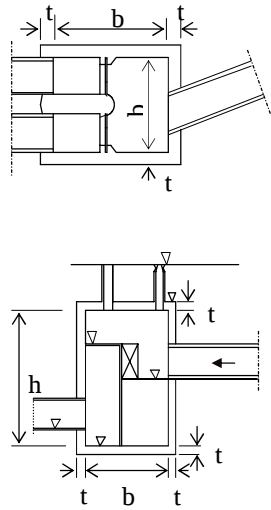
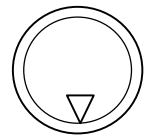
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	4,5 管 き ょ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	3 推 進 工	推進工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、 推進管1本ごとに1箇所測定する。		
					中心線の変位（水平）	± 50			
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	4,5 管 き ょ 工 （ 小 口 径 推 進 、 推 進 ）	4 立 坑 内 管 布 設 工	空伏工	基準高	± 50	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	- 30			
					高さ h	- 30			
					中心のずれ	± 50			
					延長	- 50			
					勾配	± 20%			

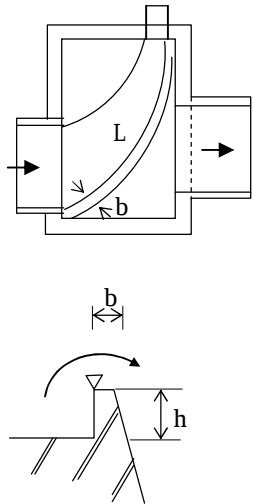
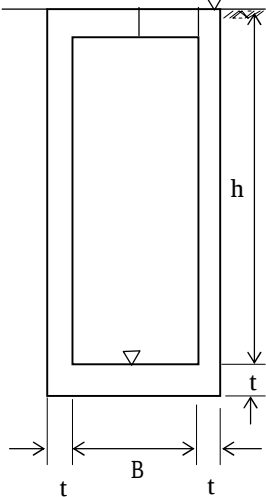
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	6 管 き ょ 工 (シ ー ル ド)	3 一 次 覆 工	掘進工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。 延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 100			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200			
					総延長 L	- 200			
下 水 道	1 管 路	6 管 き ょ 工 (シ ー ル ド)	4 二 次 覆 工	二次覆工	基準高	± 50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	± 50			
					二次覆工厚 t	- 20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	± 20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					勾配	± 20%			
					延長 ℓ	- ℓ / 500 かつ - 200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	- 200			

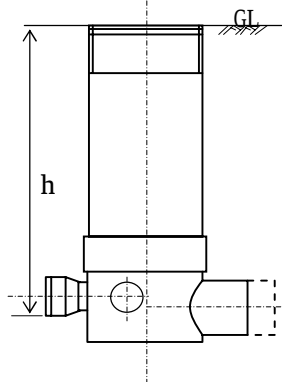
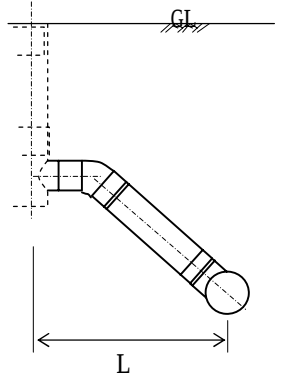
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
下 水 道	1 管 路	7 管 き よ 更 生 工	3 管 き よ 内 面 被 覆 工	製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所を測定する。		

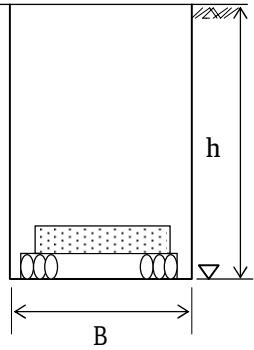
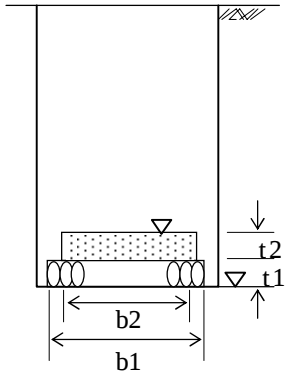
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	3 標準マンホール工	標準マンホール工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	- 30			
					壁厚 t	- 20			
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					床堀深 H	± 30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	4 組立マンホール工		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	7 マン ホール 工	5 小型マンホール工		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	± 30			
下 水 道	1 管 路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	- 30			
					高さ h	± 30			
					壁厚 t	- 20			
					人孔天端高	± 30			

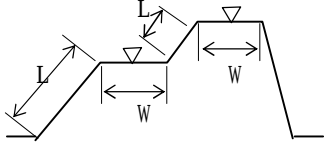
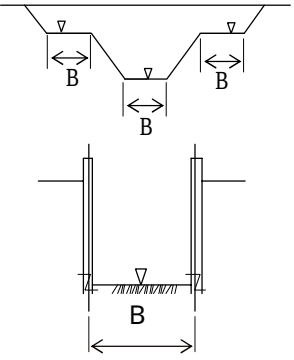
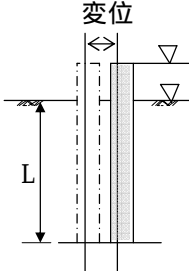
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マン ホール 工	伏 せ 越 し 室・雨水 吐 室		基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	± 30			
					高さ h	± 30			
					厚さ t	- 20			
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マン ホール 工	伏 せ 越 し 管 工	伏せ越し管	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	± 30			

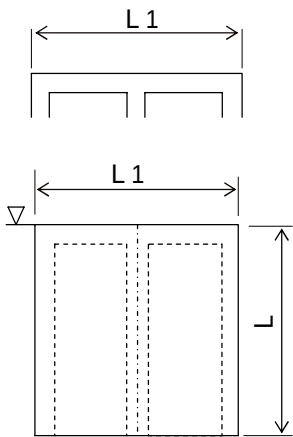
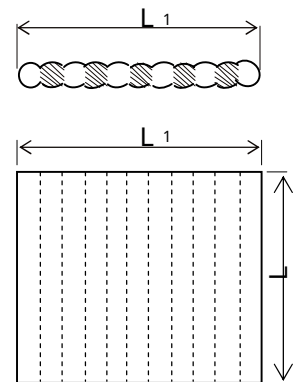
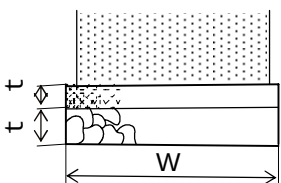
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	越 流 堰 (雨 水 吐 室)	越流堰（雨水吐室）	基準高	± 10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅b（厚さ）	± 20			
					高さh（深さ）	± 30			
					延長L（長さ）	- 20			
下 水 道	1 管 路	8 特 殊 マ ン ホ ー ル 工	中 継 ポ ン プ 施 設	中継ポンプ施設	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	- 30			
					深さ h	- 30			
					壁厚 t	- 20			

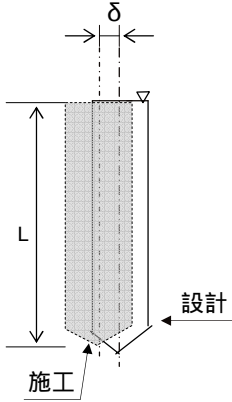
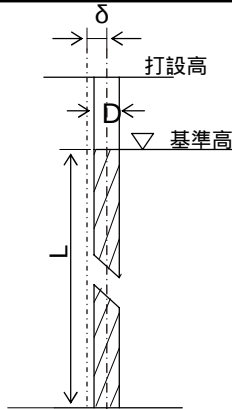
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	4 ま す 設 置 工	公共 ます	ます深 h	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
下 水 道	1 管 路	9 取 付 管 お よ び ま す 工	5 取 付 管 布 設 工	取付管	延長(L)	- 200	1施工箇所ごとに測定する。		

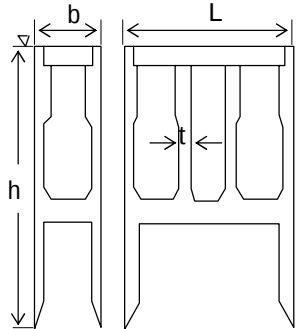
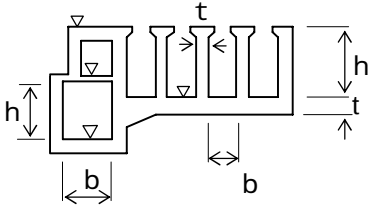
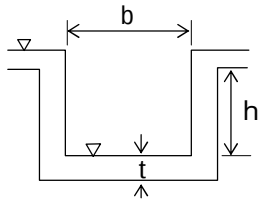
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下 水 道	1 管 路	12 立 坑 工		立坑工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 B	± 100			
					深さ h	± 30			
下 水 道	1 管 路	12 立 坑 工		立坑土工	基準高	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		
					砕石基礎幅b1	- 50			
					砕石基礎厚t1	- 30			
					底版コンクリート基準高	± 30			
					底版コンクリート幅b2	- 30			
					底版コンクリート厚t2	- 10			

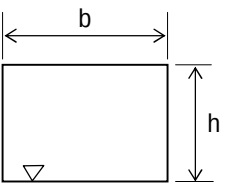
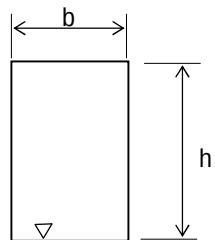
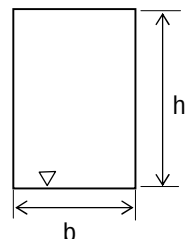
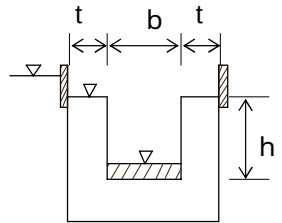
第2章 処理場・ポンプ場編

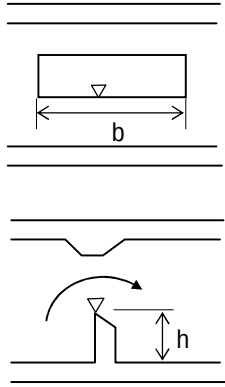
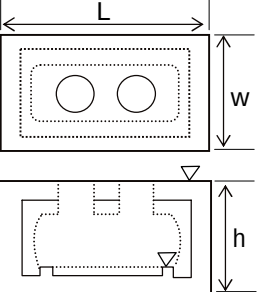
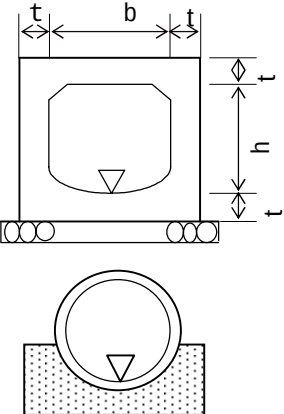
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工	盛土・切土	基準高	± 50	施工延長おおむね40mごとに1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		
					幅 W	- 100			
					法長L<5m	盛土: - 100			
					法長L<5m	切土: - 200			
					法長L 5m	盛土: - 2%			
					法長L 5m	切土: - 4%			
下水道	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）	基準高	± 50	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
					幅B	- 100			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基準高	± 50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工	コンクリート壁	基準高	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。 垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					地中壁の長さ L1	- 50			
					垂直変位	300			
					壁体長 L	- 200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工	ソイル壁	基準高	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。 垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					地中壁の長さ L1	- 50			
					垂直変位	▽ 4以内			
					壁体長 L	- 200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工	構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					厚さ t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工	既製杭	基準高	± 50	全数について杭中心で測定する。		
					根入長L	設計値以上			
					偏心量 δ	D/4以内かつ 100mm			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打ち杭工	場所打ち杭	基準高	± 50	全数について杭中心で測定する。		
					根入長L	設計値以上			
					偏心量 δ	D/4以内かつ 100mm			
					杭径 D	設計値以上			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7.8 ニュー マチック ケーソン 基礎工	ケーソン基礎	基準高	± 100	打設ロットごとに測定する。		
					長さ L	- 50			
					幅 b	- 50			
					高さ h	- 100			
					壁厚 t	- 20			
					偏心量	300以内			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高	± 30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 30			
					高さ h	± 30			
					壁厚 t	- 20			
						ただし 床版厚 - 10			
					長さ	± 50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高	± 20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	± 20			
					壁厚 t	± 10			
					長さ	± 50			

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	± 20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高	- 20	開口部ごとに測定する。		
						+ 0			
					幅 b	+ 0			
						+ 20			
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高	- 20	開口部ごとに測定する。		
						- 0			
					幅 b	+ 20			
					高さ h	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高	± 20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
					幅 b	± 20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					高さ h	- 20			
					厚さ t	± 20			
					長さ	± 50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高	± 20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	- 20			
					長さ	± 20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高	± 30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					厚さ t	- 20			
					幅 w	- 30			
					高さ h	± 30			
					延長 L	- 50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高	± 30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	- 30			
					高さ h	- 30			
					厚さ t	- 20			
					延長	L<20m - 50			
						L 20m - 100			

プルーフローリング試験

工 事 名 _____ 請負会社名 _____

工 種 名 _____ 測 定 者 _____ 印 _____

項 目	事 項				備 考
天 候		測定面の含水状況			
試験区間	No.	～No.			
載 荷 車	型 式		接 地 圧		
載荷状況	予備載荷回数	回	本載荷状況	km/h	

試 験 結 果	
視 察 展 開 図	No. No. No. No. No. No. No. -----○-----○-----○-----○-----○-----○-----○----- No. No. No. No. No. No. No. -----○-----○-----○-----○-----○-----○-----○-----
視 察 記 事	
異 状 箇 所 の 処 置	